

報 道 資 料

平成24年10月25日

市町村振興課 税政係 石原・津田
(内線 2253、ダイヤル 0742-27-8420)

税 務 課 徴収対策係 辰巳・西川
(内線 2239、ダイヤル 0742-27-8365)

11月・12月は市町村税・県税の一斉滞納整理強化期間です！

自主財源である地方税の税收確保と納期限内に納めていただいた方との公平を保つため、滞納者には「滞納を許さない！」と毅然とした対応をしなければなりません。

そこで一層の徴収強化のため、毎年11月と12月を「市町村税・県税の一斉滞納整理強化期間」に設定し、県内全市町村と奈良県が協働して一斉に徴収強化に取り組んでいます。

○ 基本的な考え方

「許しません！滞納」をスローガンに、市町村と県が協働して滞納処分等を強化することにより、自主財源と税の公平・公正の確保を目指します。

○ 主な取り組み内容

(1) 協働の取り組み

①市町村と県の不動産合同公売の実施（11月5日、6日）

(詳細については、http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-29298.htm に掲載しています。)

②啓発ポスターの掲出

③共通催告書の利用

(2) 各市町村・県での取り組み

①納税催告（文書催告、電話催告、面談指導）の強化

②悪質滞納者や大口滞納者への滞納処分（差押、公売）の強化

(3) 広報誌や啓発ポスターによる啓発

※啓発ポスターの掲示場所

…市町村・県の関係機関、税務署、南都銀行、農協、奈良交通バス車内、
近鉄電車主要駅、ガソリンスタンドなど



啓発ポスター